

市第26号議案

戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業に伴う公益
施設整備事業契約の変更

戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備
事業契約の一部を変更する契約を次のように締結する。

平成26年5月16日提出

横浜市長 林 文子

戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備
事業契約（平成22年6月23日議決・平成25年2月26日一部変更議決
・平成25年5月30日一部変更議決）第4項中「16,557,685,075円」
を「16,685,820,641円」に改める。

提 案 理 由

戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備
事業契約について契約金額を変更したいので、民間資金等の活用に
よる公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により提
案する。

参 考

平成 22 年 6 月 23 日 原案 可決
平成 25 年 2 月 26 日 一部 変更 議決
平成 25 年 5 月 30 日 一部 変更 議決

市 第 31 号 議 案

戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業に伴う公益
施設整備事業契約の締結

戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備
事業について、一般競争入札の結果、契約の相手方が決定したので
、次のように契約を締結する。

平成 22 年 6 月 11 日 提出

横 浜 市 長 林 文 子

- | | |
|---------------|---|
| 1 事 業 名 | 戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事
業に伴う公益施設整備事業 |
| 2 契 約 の 目 的 | 戸塚区総合庁舎、横浜市戸塚区総合庁舎駐
車場、横浜市戸塚区民文化センター、戸塚
駅西口第 2 交通広場、戸塚駅西口第 2 自転
車駐車場、店舗等の設計、建設、維持管理
及び運営（戸塚区総合庁舎（食堂及び多目
的スペースを除く。）の運営を除く。） |
| 3 履 行 場 所 | 戸塚区戸塚町 16 番地の 17 |
| 4 契 約 金 額 | 16,557,685,075 円 |
| 5 契 約 期 間 | 契約確定の日から平成 39 年 3 月 31 日まで |
| 6 契 約 の 相 手 方 | 西区北幸一丁目 4 番 1 号
アートプレックス戸塚株式会社 |

代表取締役社長 加藤 哲郎

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（抜粋）

（定義）

第 2 条 （第 1 項省略）

2 この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。）であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

（第 3 項から第 7 項まで省略）

（地方公共団体の議会の議決）

第 12 条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（抜粋）

（地方公共団体の議会の議決を要する事業契約）

第 3 条 法第 12 条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあつては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者が建設する同条第 1 項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条第 1 項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ		
都道府県	千円 500,000	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） 第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。） 300,000
		（省 略）